

舛添前都知事から習う 税務処理について

★ 舛添氏 税金無駄遣いあれこれ

去る6月21日、舛添氏は、税金の無駄遣いと批判を受けた一連の問題の責任を取り、都知事を辞職しました。一連の問題とは「公用車でほぼ毎週自己所有の別荘に通っていたこと」「豪華な海外出張費」「シルクの中国服の購入」などでした。

それでももし、これらの問題が政治の世界ではなく、会社経営の世界だったらどうなのか・・・？
舛添氏と比較しながらまとめました。

★ 公用車(社用車)でほぼ毎週自己所有の別荘に通っていたこと

舛添氏の場合

温泉地である神奈川県湯河原町にある、自己所有の別荘にほぼ毎週公用車で通っていました。公用車を使っていた理由は「仕事のためだから」ということです。

別荘には五輪関係の資料がたくさん置いてあることや、一番静かな空間であるため仕事しやすいことを強調し、公務のために必要な行き来であったと主張しています。この週末の「通勤代」は単純計算で、合計400万円以上掛かるとされています。



では、会社経営の場合は？

経営者の社用車(法人名義の車)や別荘の使用は、調査で私的流用の指摘を受けやすい項目です。法人名義で購入した車や、従業員の保養施設として所有している別荘を、経営者が私的に使用した場合には、その利益相当額が社長に対する臨時的給与(役員賞与)となり税金を課され、会社は経費になりません。このため、税務署から「これは給与だ」と指摘されないように、社用車や別荘の利用規定や、使用契約書、合理的な計算に基づく個人使用料など作成、決定しておくことが大切です。

福利厚生用の施設として別荘などを所有する場合には、社長とその家族、同族の役員だけではなく、スタッフ全員が一律の条件で利用できるように「規定」を整備するとよいです。

役員だけにメリットがある「規定」では、福利厚生施設としての損金処理は難しいです。つまり、公平性がないと経費として認められません。



また舛添氏のように、仕事を行うため、ほぼ毎週別荘に通うという場合は、私的ではなく仕事であるということがわかる「記録」をとることが大切です。

別荘で行った仕事の日付、時間、業務内容の記録や、接客する場合はお相手の名前、打ち合わせ内容などの記録です。その記録は、調査官を説得するための有効な材料になります。



豪華な海外出張費、シルクの中国服の購入について

舩添氏の場合

昨年の秋に、出張費5,000万円超を使って都職員ら19人とともにロンドンとパリを5泊7日で訪問しました。宿泊料は、5泊7日で合計9,222,000円とされています。出張した20人全員が5泊したとして、1人当たり1泊約92,000円の出費です。実際に全行程に参加したのは14人であり、1人当たりの宿泊料は10万円超になったようです。宿泊料以外にも、航空費14,437,600円、携帯電話借り上げ代・通信料2,246,100円など高額な出費でした。過大な海外出張費についての弁明は、「物見遊山をしているわけではなく、朝から晩まで一生懸命仕事をしている。」「ホテルが2流、3流だとその程度なら会わないと、訪問先の相手に思われてしまう。」などでした。シルクの中国服の購入については、普通のスーツでは柔道経験による肩の筋肉が書道の際に邪魔になるため、政治資金で購入したとの説明でした。



では、会社経営の場合は？

会社経営に置き換えて考えると、出張に「通常必要」な分を超えて会社が費用を支出したときは、出張した役員や社員に経済的利益があるとみなされ、やはり給与として課税されます。例えば、極端に高額な出張旅費(手当)や、高級ホテルのスイートルーム代、航空機のファーストクラス料金は、調査では「通常の出張に必要」と認められず、給与課税されるおそれがあります。

高額な出費の内容が、出張に必要なであることを合理的に説明をしなければ、給与として課税対象になる可能性が高いでしょう。

また、出張費用だけでなく、社員旅行のための費用を会社が負担したときも、その負担した金額が過大であれば社員の給与として所得課税される可能性があります。

例えば、毎日クルージングで高級ディナーを堪能するような豪華ツアーを企画したら、調査で給与とみなされることがあります。



一方、社会通念に照らして妥当な範囲の金額であれば福利厚生費としてみなし、給与とはされません。

ただし、一部の社員だけを対象とした旅行を会社が負担するときは、その人への給与として扱われる可能性が高いことに注意したいです。

シルクの中国服の購入然り、有名ブランドのスーツ、ネクタイ、靴、かばんなど、会社のお金で新調した場合、原則は、個人の経済的利益として給与扱いとなります。

ですが、社長や役員の場合、安っぽいスーツを着用するわけにもいきません。国税当局では、身の回りの品は自分の給料で買うことを当たり前としていますが、「私的に使うことがないと証明できるならば、備品として考えられないこともない」としています。

けれども、実際には社用と私用を完全にわけることは難しいので、税務調査で問題視される可能性が非常に高いでしょう。

ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。